

大津市生涯学習センターの使用について

下記の事項に該当する場合は、使用して頂くことができません。

- (1) 公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホール等の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 下記の事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあるとき。
 - ア 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - イ 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと。
(あらかじめ許可を受けた場合を除く)
 - ウ 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - エ 部屋の定員を超えて使用しないこと。
 - オ 物品を展示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配付し、若しくは掲示しないこと。(あらかじめ許可を受けた場合は除く)
 - カ 物品の販売はしないこと。(あらかじめ許可を受けた当日の学習資料は除く)
 - キ 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
 - ク 他の利用者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - ケ 飲食を主たる目的とした行為等をしないこと。
 - コ 営利を目的としないこと。
 - サ 政治的宗教的中立性に対する市民の信頼を損なう活動をしてしないこと。
- (4) 社会教育施設であるセンターの設立趣旨にそぐわない活動であると認められるとき。
- (5) その他センターの施設の管理運営上支障があると認められるとき。

詳しくは、生涯学習センターへお問い合わせください。